

名古屋港管理組合公報

平成15年12月15日
(月曜日)
第320号

目次 告示

- 港湾施設の変更 1
- 放置自動車の廃物認定 2

告示

名古屋港管理組合告示第67号

次の港湾施設は、平成15年11月22日から次のとおり変更した。

平成15年12月15日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

施設の種類 荷さばき地

○ 変更前

用途区分及び区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	用 途 区 分	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭西部G荷さばき地 (金城西G)	級 1	輸出車輌	78号岸壁隣接	平方メートル 12,330	図による
金城ふ頭西部K荷さばき地 (金城西K)	1	輸出車輌	79号岸壁隣接	9,196	"

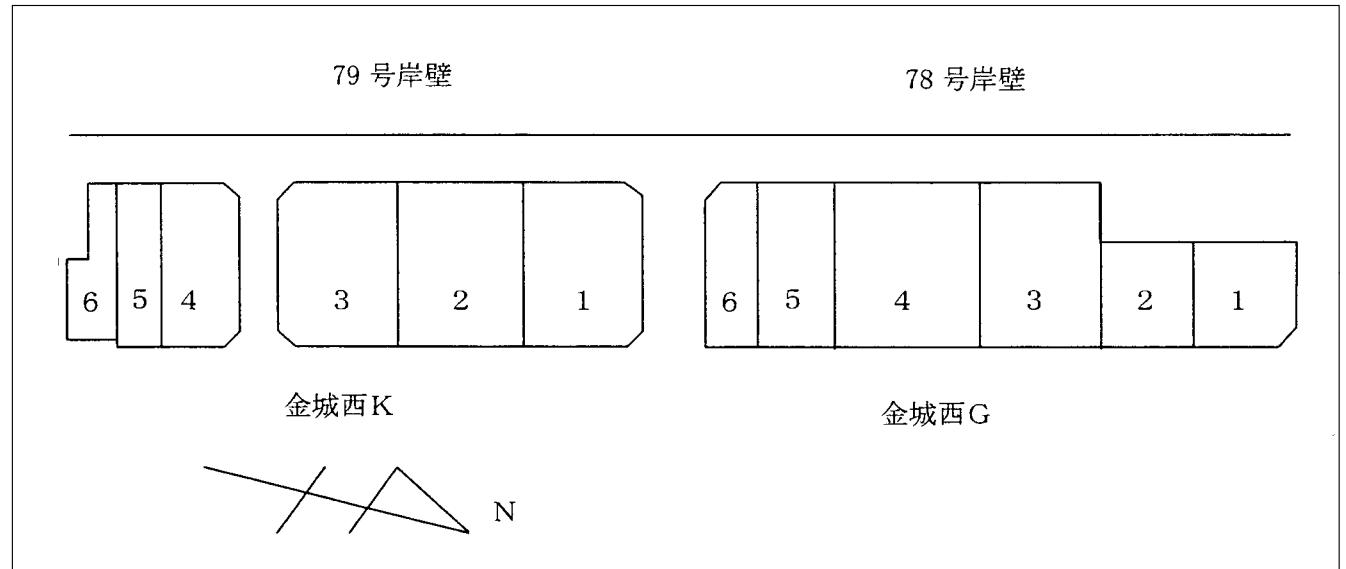
(図は省略)

○ 変更後

用途区分及び区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	用 途 区 分	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭西部G荷さばき地 (金城西G)	級 1	輸出車輌	78号岸壁隣接	平方メートル 9,140	図による
金城ふ頭西部K荷さばき地 (金城西K)	1	輸出車輌	79号岸壁隣接	10,989	"

図（金城ふ頭西部G、K荷さばき地）



備考

- 1 数字は、区画の名称を示す。
- 2 金城西Gの区画の面積は、1は1,327平方メートル、2は1,302平方メートル、3は1,779平方メートル、4は2,372平方メートル、5は1,186平方メートル、6は1,174平方メートルである。
- 3 金城西Kの区画の面積は、1は2,478平方メートル、2は2,669平方メートル、3は2,644平方メートル、4は1,749平方メートル、5は700平方メートル、6は749平方メートルである。

名古屋港管理組合告示第68号

名古屋港管理組合放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成14年名古屋港管理組合条例第7号）第4条の規定に違反し、港湾施設等に放置されている自動車について廃物と認定するため、同条例第10条第3項の規定に基づき次のように告示する。

平成15年12月15日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

- 1 下記の自動車の所有者等は、平成15年12月29日までにこの自動車を撤去すること。
- 2 上記期限までに撤去されない場合は、廃物と認定し、管理者又は管理者の命じた者若しくは委任した者が、下記物件の所有者等の負担において処分等を行う。
- 3 問い合わせ先 港営部港営課庶務係

整理番号	所 在 地	車 種 等	登録番号等	塗 色
14船001	名古屋市港区船見町4丁目1	日産 ラルゴ		黒
14船002	名古屋市港区船見町4丁目1	日産 バネット	名古屋47も92-85	白
14空007	名古屋市港区空見町35番	日産 180SX		黒

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合